

令和8年1月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.57



集合写真



あけましておめでとうございます

お正月はゆっくり過ごされましたでしょうか？

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

2026年が皆様にとって笑顔のあふれる最高の1年になりますように♪

✿ 今月のお知らせ ✿

確定申告に向けて、必要な資料の回収を始めさせていただいております。

早期回収にご協力の程、よろしくお願ひいたします。



✿ ランサムウェアなどのサイバー攻撃について✿

少し前にアサヒビールやアスクル等でニュースになっていた「サイバー攻撃」についてご紹介します。

○ サイバー攻撃(ランサムウェア)とは？

今回ニュースになっていたアサヒビールやアスクルでも使用されたランサムウェアですが、簡単に言うと「データを人質に取り、身代金(金銭)を要求するウイルス」です。もしこのウイルスに感染してしまうとパソコン内のファイルが暗号化され、二度と開けなくなってしまうというものです。

狙われるのは大企業だけじゃ… と思われている方もいらっしゃるかもしれません、中小企業への攻撃は前年に比べて37%増加しています。

○ すぐにできる防衛策

- ①「怪しい」と思ったメールやサイト、リンクは開かないようにする。
- ②パスワードの設定・管理：複雑で推測されにくいもの+別の認証で乗っ取りの防止(ワンタイム等)
- ③OS/アプリの定期更新(スマホのアップデートも)：定期的な更新により脆弱性を解消する。

○ セキュリティソフトについて

TKCを利用してくださっている場合、一般的なウイルス対策については無料で何台でもインストール可能。より強力なサイバーセキュリティを導入する場合は、導入するパソコンの台数ごとに料金が発生します。

○サイバー保険とは

サイバー攻撃による損害を補償する保険制度です。主な補償内容は以下の通りです。

【主な補償内容】

- ①第三者賠償：個人情報等の情報漏洩による被害者からの損害賠償請求への対応
- ②各調査の実施：サイバー攻撃の有無の調査
　　情報漏洩やサイバー攻撃が発生した原因や被害の範囲の調査
- ③復旧作業：サーバー等のコンピュータシステムの修理や消失した電子情報の修復対応
- ④専門家への相談・委託等：専門家(弁護士・コンサル会社)への相談
- ⑤被害者への対応：被害者への見舞品等の準備等
- ⑥再発防止：再発防止のために新たにセキュリティ対策の導入費用
- ⑦利益損害：営業できなかった期間分の休業損失と毎月かかる家賃等の固定費の補償

サイバー攻撃での平均損害額は2,386万円で、規模が大きいと数億円にまでなるそうです。

また、金銭面だけでなく、取引先からの信用低下や、契約解除等今後の経営にも影響が出ると思います。これらの補償内容は、既存の賠償責任保険に特約として付帯している場合もあるので、一度保険証券の確認をしてみてください。

また、具体的な保険料金や、補償内容についてもう少し詳しく知りたい…！等ございましたら、監査担当者までお気軽にご質問ください♪



【チチ情報】

今回はお正月にちなんで、初夢に見ると縁起が良いとされている「一富士、二鷹、三茄子」のお話です。

実はこのフレーズには「四扇（しおうぎ）、五多波姑（ごたばこ）、六座頭（ろくざとう）」という続きがあるのをご存知でしょうか？「四扇」は、広げた形から「末広がり」の商売繁盛を、五多波姑は、煙が昇る様子から「運気上昇」を表します。そして最後の「六座頭」は、当時の琵琶法師やマッサージ師を指す言葉ですが、剃髪していて毛がないことから「毛がない=怪我ない」、つまり室内安全や無病息災を願うダジャレから来ているそうです。もし初夢にこれらが出てきていたら、2026年はきっと良い一年になると間違いなしですね！



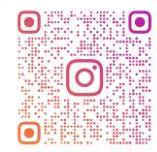
HP等も更新しています♪



HP



Face Book



Instagram



Threads

◇申告書の提出期

提出月	1月	2月	3月
確定申告	11月決算	12月決算	1月決算
予定申告(年1回)	5月決算	6月決算	7月決算
消費税(年3回)	2月、5月、8月	3月、6月、9月	4月、7月、10月